

東松山地区における少年の非行防止に関する協定書

平成 28 年 8 月、東松山市内において発生した、少年らが集団で少年を殺害する事件の発生を受け、東松山警察署（以下「甲」という。）、東松山市（以下「乙」という。）、滑川町（以下「丙」という。）、川島町（以下「丁」という。）、吉見町（以下「戊」という。）は、少年の非行を防止し、今後同様の犯罪が繰り返されることのないよう、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東松山地区における少年の非行防止について、関係機関が相互理解を深め、連携強化を図ることを目的とする。

（関係機関）

第 2 条 この協定における関係機関は、次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 丙
- (4) 丁
- (5) 戊

（推進事項）

第 3 条 関係機関は、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 少年の非行防止に関する情報共有
- (2) 少年の非行防止に関する行動連携
- (3) その他少年の非行防止に必要と認められる連携

（東松山地区少年非行防止ネットワークの設置）

第 4 条 この協定の実効性を確保するため、東松山地区少年非行防止ネットワーク

（以下「ネットワーク」という。）を置く。

2 ネットワークの組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。


（施行日）

第 5 条 この協定は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が、各 1 通を保有する。

平成 28 年 12 月 22 日


(甲) 東松山警察署  
署 長

鈴木久生 


(乙) 東松山市  
市 長

森田光一 

(丙) 滑川町  
町 長

吉田邦彦 

(丁) 川島町  
町 長

飯島和夫 

(戊) 吉見町  
町 長

新井保美 